

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和2年5月21日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 春山 保男

1. 調達内容

- (1) 調達件名 無効被保険者証カード等の収集・運搬及び廃棄処分業務委託
※詳細は仕様書による。
- (2) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日までの間

2. 見積方法

見積金額は、1 kgあたりの単価とする。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって落札価格とするので、見積参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等額を含まない金額を見積書に記載すること。

なお、見積金額には、運搬・処分等に関する一切の諸経費を含めること。

3. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「産業廃棄物収集運搬業許可」及び「産業廃棄物処分業許可」を取得していること。
- (3) 処分施設等が千葉市内又は千葉市近郊にあること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

4. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒260-8645

千葉市中央区富士見 2-20-1 日本生命千葉ビル 9 階

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 桐谷 (キリヤ)

電話 043-308-0522

(2) 仕様書の交付方法

原則、郵送にて交付する。

(3) 見積書の提出期限および提出方法

令和2年6月2日(火) 17時00分

●原則、郵送にて提出すること。

●封筒に「無効被保険者証カード等の収集・運搬及び廃棄処分業務委託 見積書 在中」と記入したうえで、見積書を封入し、糊付部に代表取締役等の印で割印を押印すること。

●見積書とあわせて、以下の書類を提出すること。

①「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証(廃プラスチック類)」を取得していることを証する書類の写し

②再委託がある場合は、再委託先の詳細を示す書類(廃棄物処分業許可証の写し等を含む)

③「法令の遵守等に関する申出書」(※仕様書「別紙1」)

④本業務の実施に係る「確認一覧表」(※仕様書「別紙2」)

5. その他

(1) 見積書には事業所名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

(2) 前記3に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。

(3) 提出した見積書の差替え、変更、または取消しをすることはできない。

(4) 落札者の決定方法

見積書を提出期限内に提出し、本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会千葉支部が判断した見積参加者であって、単価の最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(5) 見積競争の結果については、決定者のみ電話にて連絡する。

(6) 契約保証金

全額免除とする

(7) 契約書作成の要否

要す

《参考》

全国健康保険協会会計細則

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。